

“お互いに 一声かけて見守りを！”

発行：横浜市消費生活総合センター



## 災害に便乗した 悪質商法に注意！



「無料で点検」と突然訪れた事業者に、「保険が使える」と屋根工事を勧められ80万円の契約をした。実際は保険が使えず、解約すると伝えると、違約金40万円を請求された。

(70歳代 女性)

地震や台風などの災害後には、それに便乗した悪質商法が多発します。「このままだと危険だ」と不安をあおり、「保険金を使って自己負担無く住宅修理ができる」などと勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。周囲に相談し、慌ててすぐに契約しないようにしましょう。



### トラブル防止のポイント

- ☑ まずはご自身で保険会社や代理店へ相談を！
- ☑ 複数社から見積りを取り検討する！
- ☑ 修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認！



横浜市消費生活総合センター 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載！

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00)  
(土・日 9:00~16:45)